

仙台市立病院の精神病床増床の経緯

1 県への事前協議届出書の提出

- あすと長町への新病院移転にあたって、平成20年10月の基本計画素案では、精神病床を50床とすることを位置づけ。
- 11月には宮城県の「病院の開設等に関する指導要綱」に基づき、精神病床増床の事前協議届出書を県に提出し、平成21年1月に県より異議がない旨の通知を受けた。

[平成20年12月の宮城県医療審議会での審議内容]

増床分34床(16→50床)について、以下の通り了承された。

- ① 精神科身体合併症救急医療分 14床
(医療法施行規則第30条の32第1項第5号に該当)
- ② 総合病院精神科医療分(身体合併症精神疾患患者病床) 20床
(医療法施行規則第30条の32第1項第6号に該当)

(病床数算出根拠)

①精神科身体合併症救急医療分

県内医療機関への入院応需状況のアンケート調査から身体科入院の必要数を推計し、それに基づき算出

②総合病院精神科医療分(身体合併症精神疾患患者病床)

市立病院内での精神科から他診療科へのリエゾン対応状況、救命救急センターにおける精神科対応を要する患者の受診状況から算出

2 医療法第30条の申請

- 平成21年2月、精神病床増床に関して、医療法第30条の4第7項による特例の取り扱いを受ける数について、厚生労働大臣へ協議申請するため、県より関係書類の提出を求められた。
- その後、宮城県より、国との協議結果により「精神科身体合併症救急医療分」(第5号)による病床と「総合病院精神科医療分」(身体合併症精神疾患患者病床・第6号)による病床では設置後の運用が異なることから適用条文を精査すること、適用条文は一つとするのが望ましいとの通知があった。

3 増床の確定

- 平成21年3月、増床申請する34床については、「総合病院精神科医療分」(身体合併症精神疾患患者病床・第6号)の病床とするとともに、身体合併症を有する精神科救急患者を受け入れることができる施設・体制の整備を図る旨、宮城県に回答を提出した。
- 平成21年9月、特例措置による精神病床の増床について、厚生労働大臣との協議の結果、同意が得られた旨、宮城県から通知を受けた。
- これにより、「医療法施行規則第30条の32の2第1項第6号」(総合病院精神科医療分(身体合併症精神疾患患者病床))による精神病床34床の増床決定。

注)法、規則の項番号等はいずれも当時のものである